

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための
2027年度政府予算に係る意見書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は2028年度までに段階的に35人に引き下げられるが、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現などが必要となってくる。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校の問題のほか、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが厳しい状況が続いている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数の改善が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 さらなる学級編制標準の引下げ等、少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数の改善を推進すること。
- 3 自治体において「学級編制基準の弾力的運用」が実施できるよう、加配教員の削減は行わないこと。
- 4 新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、教職員の処遇改善に必要な財源措置を講じること。
- 5 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

諫 早 市 議 会

地方財政の充実・強化を求める意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、D X化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな取組が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応、新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源総額の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、2027年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも対応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、D X化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 とりわけ子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。特にこれらの分野を支える人材確保に向けた地方公共団体の取

組を十分に支える財政措置を講じること。

- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立支援に取り組むこと。また地方の安定的な財源確保に向けて、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府として減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないように、その財源は必ず保障すること。その際は「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源として明確に位置づけること。
- 6 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 自治体業務システムの標準化・共通化は、システム移行に伴い増加した各種経費について、引き続き必要な財源を保障すること。またサイバーセキュリティの対策強化など、DX化に伴い、地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、適切な財政支援を講じること。
- 8 地域の活性化・生活者の移動手段の確保に向けた地域公共交通体系の整備については、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。
- 9 人口減少に直面する地方公共団体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。
- 10 地域経済の持続可能性を確保するため、地方公共団体が

実施する事業において、労務費水準を反映した事業費を設定できるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和8年9月16日

諫 早 市 議 会

非核三原則の堅持を求める意見書

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器の惨禍を経験した歴史を持ち、戦後一貫して核兵器の非人道性を訴え続けるとともに、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を国是として掲げ、平和国家としての歩みを続け、歴代内閣もこれを堅持してきた。

また、我が国は被爆国として「核兵器のない世界」を希求し、平成6年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出しており、さらに国連の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国及び地域の安全に一定の役割を果たしてきた。

被爆から現在までの81年もの長い年月において、長崎と広島は、世界に対し、被爆の実相を訴え、核兵器のない平和な世界の実現を願う活動を絶えることなく続けてきた。諫早市においても、平和を希求する市民の願いを「平和都市諫早宣言」として表明し、核兵器の廃絶を明記し、被爆地長崎の一員として戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代へ継承する平和活動の推進に取り組んできた。

長崎と広島にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないためにも、憲法の平和理念とともに非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命と考える。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

諫 早 市 議 会